

# 住所不明組合員の脱退手続きに関する公告

2025年1月22日  
茨城県民生活協同組合  
理事長 関 隆志

茨城県民生活協同組合では、組合員の適切な管理のために、当組合の定款第10条(自由脱退)に基づき、住所不明組合員の「みなし自由脱退」の手続きをとらせていただくこととしましたので、下記の通り公告いたします。

## 記

### 1. 「みなし自由脱退」について

定款第10条第2項の規定により、組合員が住所の変更届けを2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、「みなし自由脱退」の手続きをとらせていただきます。

### 2. 対象となる組合員

2024年12月31日(基準日)時点で、当組合にご登録いただいている住所において、郵便物が宛先不明で返送されるなど所在の確認ができず、かつ基準日より過去2年間、当組合の事業を利用されていない組合員が対象となります。

### 3. ご住所の確認のお願い

該当すると思われる組合員の方は、お手数ですが2025年3月31日までに当組合へお申し出くださいようお願いいたします。ご連絡がなく、住所の確認ができない場合は2025年3月31日付で組合脱退の手続きをとらせていただきます。

### 4. 出資金の取り扱い

「みなし自由脱退」の手続きをとらせていただいた方の出資金は、2027年3月31日までの2年間は預り金として管理し、払い戻し請求があれば速やかに返還いたします。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

### 5. 本公告の期間

2025年1月22日(水)～2025年2月21日(金)

#### 【お問い合わせ先】

茨城県民生活協同組合  
茨城県古河市東本町1-5-8  
TEL 0280-32-1911

#### 定款～抜粋～

##### (届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

##### (自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届けを2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

以下略